

新潟公民館月報

昭和33年3月1日(毎月1回)発行
発行所 新潟県公民館連絡協議会
(新潟市寄居町・越佐自治会館内)
発行人 丸山直一郎
(定価一部五円)

三月号 (61号)

本年度最後の幹事会

県公連の事業計画に積極策を要望

一月報 一部一円値上決定!

二月六日、長岡市公連における本年度最後の幹事会は、石井、堀井両副会長、安沢、小杉両理事出席のものと開会された。

議長は堀井副会長があたり、まづ右井副会長の、全公連評議員会についての報告(前回第一回に梗概記載)が行われた。

これについての主なる質疑は社

会教育法の一公連事業の内容はどうなものか。全公連の組織強化についてはどう考えているか。単行法推進のための署名と募金運動は

果して実効があったのか。單行法の実現は見通しあるのか、などである。そして希望意見として、関東フロック公連においては、各

県公連の足並みをそろえてもらつこと。丸山会長から、全公連会員に問い合わせてみると、

全国大会では、全公連の組織強化のための分科会をもつけてもらつこと。代行委員制度のすばらしい運営機構も研究したいことなどであった。

県内職員講習会については、三月二十日過ぎに、柏崎市で一泊二日程度の講習会、講師は文部省社

会教育施設主任官などの機要を決定したが、県のやる事業には計画性が無いのではないか、県と出張所

主なる議題及びその内容は次の

帳簿はどんな様式がよいか。

全公連の現状を憂う

事務局長、担当者会議開かる

関東ブロック公連——千葉県にて

関東甲信越ブロック公連では去る十三、四の両日、千葉県大羽町浜金谷にて開催された。出席者

とおりであった。

(1)公民館賃貸の取扱いについて

とおりである。

公民館賃貸という名からして當を得ていない、管理制度とすべき

だとの声もあり、各県の実態を報告し合った後、これは文部省の担当者会議で討議することにした。

(2)公民館賃貸の作成について

するための要領を作っているが、

各県は専門の公民館の実態を把握

するための要領を作っているが、

どのようないふるいがよいか。

別公連の行事を調整し、県側からそれに従事して、講習会に参加した職員には単位を与えるようなものにされたいといふ希望が出された。

会旗国案について、応募され

た北浦原町公民館の三村氏原案をもとにして、審査が交わされた

が、その決定は事務局に任された。

月報については、理事会原案の

実例を入れた公民館の手引」などを発行することとして、「公民館名

表」は四月にならがりハリハリ

教委、運営団体必要なものを次々に

実例を入れた公民館の手引」などを

広報を利用されたい。県公連と町

村会の理事会と直接話し合ふ機会

を開かなければ。公民館の一般における予算計画について

(山梨)予算合計三万三千円で

人当り一千三百円である。

(新潟)予算合計一二〇万円余で

人当り一千三百円である。

(静岡)建築費として四六〇万円

を立てて、年間十二月半まで継続事業専任社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

とおり、編集委員会各ブロック公連から一名宛の推薦を求めて、依頼がある。そして、来年度は、ブロック会議長は堀井副会長があたり、まづ右井副会長の、全公連評議員会についての報告(前回第一回に梗概記載)が行われた。

これについての主なる質疑は社

会教育法の一部改正案の内容はどうなものか。全公連の組織強化についてはどう考えているか。単行法

が、その決定は事務局に任された。

市町村理事者の意識をたがめる

企画をしてもらいたい。出張所の

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

社教主任が公民館で活用できる趣旨に

理解を深めるため、新聞などの

の実施する事業に果して連絡を行われているのか、などの批判が出た。そして、来年度は、ブロック会議長は堀井副会長があたり、まづ右井副会長の、全公連評議員会についての報告(前回第一回に梗概記載)が行われた。

これも山の場合と同様、文部省の

担当者会議に提出することにした

(3)三十二年度の反省と新年度の予算計画について

の予算計画について

の予算合計三万三千円で

人当り一千三百円である。

毎月専任職員会議を開いてある。

毎月専任職員会議を開いてある。

毎月専任職員会議を開いてある。

毎月専任職員会議を開いてある。

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援してもらいたい。予算かくづのための資料を月報「月報」掲載して

その資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

の資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

の資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

の資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

目

かち合つた二つの社会教育誌

……P6

都道府県教育委員会第二部会報

……P6

文部省教育審議会の答申全文

……P4

概要から見た県公民館職員の現状……P2・3

正後に添付することとした。
最後に、県公連の事業計画に対する要望としては

三十一年度の県民目標を樹てて

する

予算かくづのため

の資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

の資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

の資料を月報「月報」掲載して

おこづかではないか。各公民館の予算がよくて、側面より支援して

もらいたい。予算かくづのため

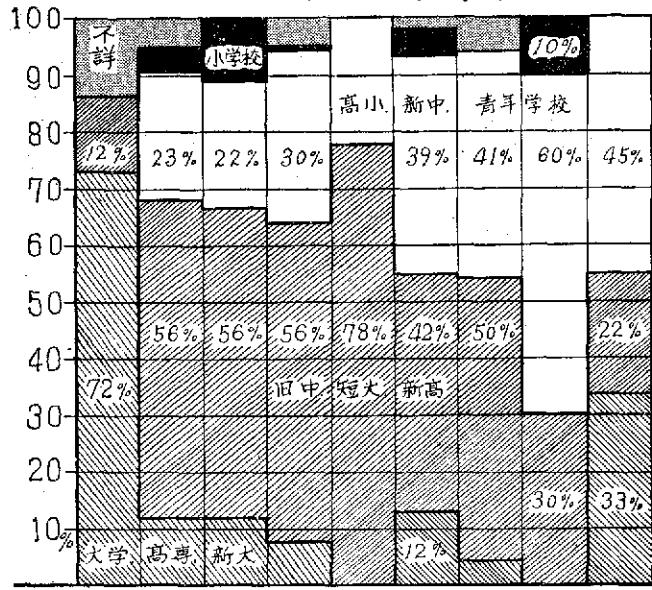
の資料を月報「月報」掲載して

別	員数	%
旧大学、旧高等専門、新制大学	33	10.7
旧中等学校、新制高校	157	51.2
個人	94	30.6
小学校	8	2.6
不詳	15	4.9
計	307	100

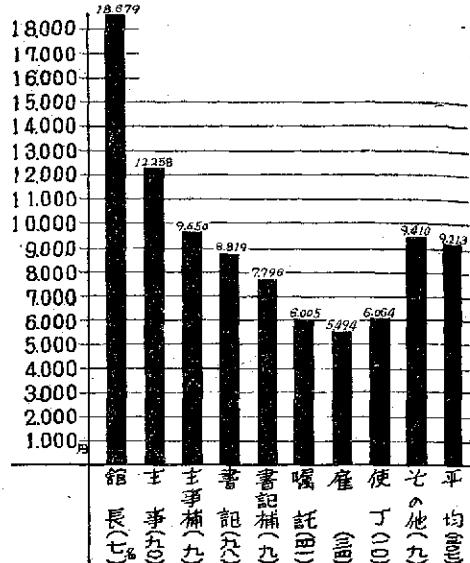
三〇七名の常勤職員の学歴を調べてみると新制高校以上が六二%を占めている。なお、職員講習などを研修が積まれているが、中蒲新津五景地区の如く、新潟大学と連絡を取り各科目による一単位(十五時間)をとることで、計画的に逐年これを修得しているところも生じてきただ。次に職種別に学歴をみると、次通りである。

(4) 学歴はどうなつていてるか

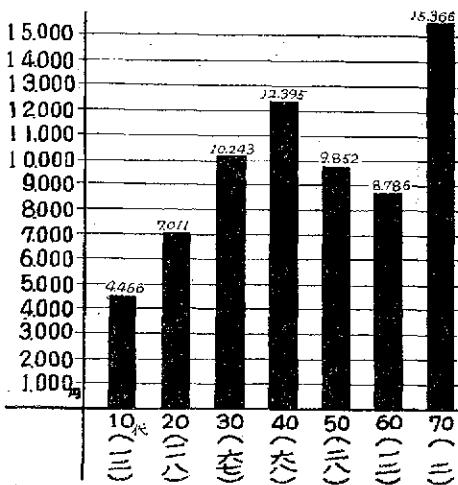
専任職員学歴表(%)



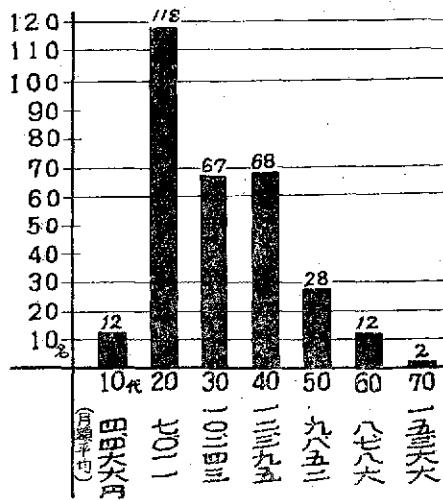
専任職員給与表



年令別専任職員数(員数)



年令別専任職員数(俸給)



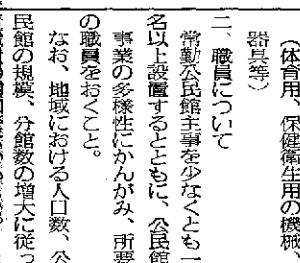
常勤職員三〇七名を年代別にみると、次表のとおりで、十七才(三名)から七十三才までで、平均年齢は三十五才。二十代(一八名)が最も多く、次いで四十代(六八名)と三十代(六七名)が続いている。公民館の仕事を記しているとおり、なかなか過激であることが、若い世代が要求される内容から、相当の年配も要求されていることである。

各代の平均給与は七〇才(一五、三六六円)代が最高であるが、わずか二名であるから例外と見る。四〇才代が(二、三九五円)と四〇才代が(二、三九五円)が最高で、次いで三〇才代(一〇、二三四円)、五〇才代(九、八五二円)が続いている。高齢の方が多いが、低い給与をもらっていることは、公民館の歴史が新しいことより、恩給者が入っていることによると、思われる。

1人	51館
2	38
3	17
4	9
5	6
6	2
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1

職員数別公民館表

(5) 年代別にみたらどうなるか



社会教育法

改正について

ある。公田地活動を盛んにするためには、その根本法を確立することが重要である。これには次の二点が主である。

川柳山田凡樂（青海）

都道府県教育長は

青少年教育の 振興について

どう考えていいのか
年十一月に行われた都道府県教育長協議会における第一回会では
問題、青少年教育の振興、国民体育大会の仕の方、P.T.A.の組
など研究討議したが、ここで、その報告書から主なるものを抜

(1) 勤労青少年教育施策の整備
勤労青少年教育施策の整備は、地域青少年の動態調査結果として、未組織青少年の実態調査等を目的的に実施し把握する必要がある。

(2) 行政機関の連絡調整
勤労青少年教育関係機関の相互の関係を緊密にして、その調整をかる。

(3) 勤労青少年教育施策の整備

春は仄とはほえましきランドセル
三月のひと夜春暁く種をより
春になる雨を見ていて歯を磨き
アノラックこの冬ついにオーベ着ぞ
酒のいる客父さんはお人よし
痛烈な社説をよんで茶がうまし
子を叱れませんと朝を起こされる
青年に飲ませ今年は貰はす氣

P T A 活動について

(1)市町村の政治的対立の禍中
に養育込まれ、児童・生徒の福祉
を著しく阻害しているPTAも少
なくなりの、指導者の反対と自
覚を促すとともに成人教育の強化
策を必要とする。

(2)教員の人事、その他今まで介
へて取扱つた事項によれば、
PTAの会員並に役員につ
いての参考規約の検討
正会員でない者が、役員となる
ことはあるべく仕方ない。

え方と女子側の消極性に原因があ
ると思われるが、現実から見て、
もっと婦人役員が多くなることが
PTA運営の民主化のために必要
である。

1. P T A活動の問題について

演劇団体調査協力依頼

これは勇士側の一方的な考観である。

、指導する必要がある。

PTAの役員について

①役員固定化の傾向が強い。そのため役員がボス化したり、運営が慣性に陥り易いから。任せた方が懶惰で、仕事の仕事に対する意識が薄いから。任される方達について、ある程度制約が必要である。

市町村合併後、教育費の減少から、物質的援助を主とするPTAが多くなった。

このために財力がある者が自然とPTAに勢力を占め、思わしくない問題が起きたのである。

PTAを正しい方向へと導かせるためには、市町村の教育費の充実を期すとともに、義務教育費国庫保障制度の確立を図ることが緊要である。

（1）公民館の設置規模、施設、設備、職員について基準を設けること。	（2）財源の問題	（3）財源の問題
（1）公民館の専任職員、施設、設備補助を明確化し、国はその三分の一を補助する様措置すること	（2）青年学級運営費（教育内容の改善、施設、設備の整備、教職員の充実等）	（3）財源の問題
（1）青少年教育の振興を期し、勤労青少年教育の充実するためには、特に青年年	（2）青少年教育の振興を期し、勤労青少年教育の充実するためには、特に青年年	（3）青少年教育の振興を期し、勤労青少年教育の充実するためには、特に青年年
（1）青少年教育の振興を期し、勤労青少年教育の充実するためには、特に青年年	（2）青少年教育の振興を期し、勤労青少年教育の充実するためには、特に青年年	（3）青少年教育の振興を期し、勤労青少年教育の充実するためには、特に青年年

健全なる次の時代を築き、かつては担う青少年の教育は、当面して重要な課題である。
かかる観察より、次の方策に上り青少年教育の振興を期したい。
1、勤労青少年教育の充実
現在勤労青少年教育の充実を期するためには、特に青年学級の振興、実習訓練施設の整備、社会教育

(3)社会教育の基本的施設、事業については、必要な財政的措置を講ずること。

2、現行社会教育法の改正を要する主な事項

- (1)職員の問題
- (2)市町村の社会教育主事は必置とするにじむ。
- (3)公民館(館長・主事)は必置として、その職務、内容を定めるじむ。
- (4)施設、設備の問題

1. 社会教育法改正の基本的態度
社会教育法を振興させるためにたゞめには、現行社会教育法を次のようないくつかの態度をもって改正する必要があると認める。
(1) 社会教育行政を積極的に指導するものとする。

補助金は「三分の一以内」とあるを除く
「三分の一」とすむ。
公法、三条を改正して、補助金の
支給ができるようにすること。
3、社会教育法と公民館活動の振
興について
社会教育振興の拠点は公民館で

（上段は本題を記す）
第一の部拿しては、次の理由で
社会教育法の一部改正ですすみた
い。
「法体系より見て、社会教育法
の中に公民館を位置づけだし」

春は仄とほほえましきランドセル
三月のひと夜春尋く畠をなり

1. PTA活動の問題について

中
え方と女子側の浮城性に原因があ
ると思われるが、現実から見て、あ

育通信の振興 青少年の教育活動の発展に貢献する。
助成、指導者養成等を必要とす。

考 え て の 育 の に つ い て

川 柳 山田凡樂（青海）

P T A 活動について

1. P T A活動の問題について

(1)市町村の政治的対立の禍中
に養育込まれ、児童、生徒の福祉
を著しく阻害しているP T Aも少
なくなりの、指導者の反対と自
覚を促すとともに成人教育の強化
策を必要とする。

(2)教員の人事、その他今まで介
へて取扱つた事項によれば、
P T Aの会員並に役員につ
いての参考規約の検討
正会員でない者が、役員となる
ことはあるべく仕方ない。

かち合つた二つの社会教育誌

「社会教育」(全日本教連)と

「月刊社会教育」(国土社)

一方は「官」一方は「民」か

最近、從米財團法人全日本社会教育連合から出されている「社会教育」と、新しく国土社から創刊された「月刊社会教育」という雑誌が二つ出了。前者を「官」後者を「民」という人もいる。これは日本新聞から転載したもの。

役員にズラリ各界名士

大判の装いも新たな「社会教育」

財團法人全日本社会教育連合も出した。会長に金森徳次郎(國立国会図書館長)が就任、理事に

日高定三。そして、「社会教育」という月刊雑誌を発行してわが国社会教育の発展に努力してき

た。しかし、最近は雑誌の発行に本木一雄(東京都教育委員長)河原春作(大妻女子大学長)工藤昭四郎(東京都銀行頭取)ら十一

人の名前を冠するが、まだ名前を冠するが、その他の

精いっぱいのあります。その他の

面の活動はほとんどみられず、連会長、財界新財界の人たちがす

る。社会教育は文部省だけではない。

元文部省文化財保護委員会事務局長森田孝氏が新たに事務局長として就任した。そして「本会は健全な民主主義の確立と、民族精神の振起を掲げることを根本理

念とし……」といふ誓文をはじめます。①民族意識、国家思想を確立するため、②社会を明るくするため、③産業人の教養向上のため、

④生活合理化のために、⑤科学性向

のため、⑥国際理解を深めるために、⑦社会教育関係者の結束を結

ぶるなどと、内側の原因は、社会教育のものにしかかつて権力の

月刊雑誌「社会教育」も新しいスタイル(週間版の大ささ)に表

されるものであるが、これ

民主の芽を守り『小判の月刊社会教育』

社教専門家を中心とした小判の月刊社会教育

小判の月刊社会教育

民主の芽を守り『月刊社会教育』

民主の芽を守り『月刊社会教育

公民館の実績を上げる秘訣

両春市吉井公民館長 木下而朗



これについてのこ意見をおよせ下さい

一〇一

1. 自然的人材の発見と活用育成。
2. 素要の修得、受講、研究、
読書、勉強、見学等の考慮

水原郷土史が出版になった。兎角忘れられ勝ちであるようにひじた。

経て、よしやく陽る。しかもお等を取巻く七力の目を自町村との関連においてとえなたわけでは、水原町の歴史は薄影の

ある。そし出来得ないださう。

のことは、その意味で水原町ではない水原郷土史が矢張りひつたりする

馬鹿者がある。

余曲折をの思ひ。

昭和二十三年ころから、いろいろな辻にあらゆる地味な情熱を尊いもの

想。それだけに、完成に導いた。

A5 三四四頁 昭和三一年

十一月刊行 水原町発行

(額布用費 四五〇円)

定本宮格二全歌集

毎日出版文化賞輝輝宮格

二全歌集が、東京創元社から出

た。

千余首におよぶ。配列は年代順

で、昭和四年より三十八年一月

までのもの。

群馬以前、群馬、山西、茨城

新潟で、華やかな行政面からはなく一般良好の土のためにも重んじられる。その冷徹孤高の純潔の詩趣は、

特異の存在とされている。

収められた歌は次の七篇、二

篇が選ばれた。

二、指導法

1、民主主義の基本と質で考え方

計画実行の進度を取る。

四、修業と研鑽

1、指導法

2、素要の修得、受講、研究、

読書、勉強、見学等の考慮

3、意欲的な役職は、速く辞表

提出、順番タライ廻し大歌舞。

4、能な役職員は書面ありて

適材適所。

5、役職員選定に充分なる考慮

五、結論

1、役職員選定は充分なる考慮

2、能な役職員は書面ありて

一利なし。

3、意欲的な役職は、速く辞表

提出、順番タライ廻し大歌舞。

4、能な役職員は書面ありて

適材適所。

5、能な役職員は書面ありて

適材適所。

6、能な役職員は書面ありて

適材適所。

7、能な役職員は書面ありて

適材適所。

8、能な役職員は書面ありて

適材適所。

9、能な役職員は書面ありて

適材適所。

10、能な役職員は書面ありて

適材適所。

11、能な役職員は書面ありて

適材適所。

12、能な役職員は書面ありて

適材適所。

13、能な役職員は書面ありて

適材適所。

14、能な役職員は書面ありて

適材適所。

15、能な役職員は書面ありて

適材適所。

16、能な役職員は書面ありて

適材適所。

17、能な役職員は書面ありて

適材適所。

18、能な役職員は書面ありて

適材適所。

19、能な役職員は書面ありて

適材適所。

20、能な役職員は書面ありて

適材適所。

21、能な役職員は書面ありて

適材適所。

22、能な役職員は書面ありて

適材適所。

23、能な役職員は書面ありて

適材適所。

24、能な役職員は書面ありて

適材適所。

25、能な役職員は書面ありて

適材適所。

26、能な役職員は書面ありて

適材適所。

27、能な役職員は書面ありて

適材適所。

28、能な役職員は書面ありて

適材適所。

29、能な役職員は書面ありて

適材適所。

30、能な役職員は書面ありて

適材適所。

31、能な役職員は書面ありて

適材適所。

32、能な役職員は書面ありて

適材適所。

33、能な役職員は書面ありて

適材適所。

34、能な役職員は書面ありて

適材適所。

35、能な役職員は書面ありて

適材適所。

36、能な役職員は書面ありて

適材適所。

37、能な役職員は書面ありて

適材適所。

38、能な役職員は書面ありて

適材適所。

39、能な役職員は書面ありて

適材適所。

40、能な役職員は書面ありて

適材適所。

41、能な役職員は書面ありて

適材適所。

42、能な役職員は書面ありて

適材適所。

43、能な役職員は書面ありて

適材適所。

44、能な役職員は書面ありて

適材適所。

45、能な役職員は書面ありて

適材適所。

46、能な役職員は書面ありて

適材適所。

47、能な役職員は書面ありて

適材適所。

48、能な役職員は書面ありて

適材適所。

49、能な役職員は書面ありて

適材適所。

50、能な役職員は書面ありて

適材適所。

51、能な役職員は書面ありて

適材適所。

52、能な役職員は書面ありて

適材適所。

53、能な役職員は書面ありて

適材適所。

54、能な役職員は書面ありて

適材適所。

55、能な役職員は書面ありて

適材適所。

56、能な役職員は書面ありて

適材適所。

57、能な役職員は書面ありて

適材適所。

58、能な役職員は書面ありて

適材適所。

59、能な役職員は書面ありて

適材適所。

6

